

令和元年度防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議 会議録

日 時 令和元年10月24日(木) 午後2時00分～3時30分

場 所 防府市役所1号館3階第1会議室

1 委員・事務局紹介

2 議事

(1) 平成 29 年度の全国・山口県の高齢者虐待防止法に基づく状況

(2) 平成 30 年度の防府市の高齢者虐待の現状について

事務局より説明。(資料 1 参照)

会 長 報告の中でも虐待の案件と認知症は関連があるが、こういった場合は虐待につながりやすいとか、こういうことがあれば防げるのではないかという経験や考えがあればお話しいただきたい。

N 委員 認知症を支える家族の会(あじさいの会)には約 30 人が登録されており、月 1 回の会議に 15 人～20 人程出席されている。「もうダメだ。お母さんの首をしめたらいけないと思って出席した」という人もいる。広報を見たり人に教えてもらったりして、ぎりぎりのところで会に出てみようとか、周りの人にまず一言発せられた方は虐待から逃れられると思う。介護サービス等を受けられている方は上手にクリアできていると思う。あじさいの会に来られる方は、そういった点で手をあげずに済んでいる方が多いと感じている。

会 長 あじさいの会のような会を知っていただくということはとても大切。統計では虐待者の続柄は夫や息子など男性が多いが、会に参加しておられる人の男性・女性の比率はいかがか。

N 委員 男性は 2 人くらい参加されており、毎回コンスタントに来られる方もいるが、その時の仕事の都合や被介護者の体調によって違う。参加者は女性の方が多い。

会 長 資料 1 によると養介護施設での虐待の発生要因について、おそらく順位は毎年あまり変わらないと思われるが、一番多い「教育・知識・介護技術等に関

する問題」が発生要因というのはなかなかイメージしにくい。おそらくこう
いうことではないかというのがあればお聞きしたい。

- I 委員 介護技術というよりは、対象者の方が認知症であったり、麻痺等の度合いによつてはなかなか介護施設がうまく適応できない、相手方の理解の問題でなかなかうまくいかないということもありうるのではないかと思う。
- J 委員 在宅でのサービスは、密室の限られた空間の中で、1対1の援助となる。以前、利用者のところに行って話を聞いたときに、「ヘルパーから無視をされる。すごく悲しい」と言われたケースがあった。担当職員に話を聞くと、「私は家事を一生懸命やっており、その最中に話しかけられても対応できない」というものであった。その職員には「家事のために入っているのではなく、利用者としてしっかりコミュニケーションをとり、何がその利用者のためのものかをしっかり考えないといけない。無視がどんどん続いていくと虐待という形になる」と伝えた。その職員には虐待という意識はなく、利用者の気持ちを十分考えられないというのはそういう教育、認識がないということで、もっともっと私たちが教育していかなければならない。心理的な虐待というのは、1対1の援助である限り、そういう可能性もあるのではないかと思う。
- K 委員 ケアマネジャーはソーシャルワーカーとして関わるため、直接手をかけるということはないが、事業所と連携をしていくので、サービス担当者会議や訪問して「こういうことがあった」「こういうふうに感じているようだ」というのがあれば各担当や責任者に伝え、みんなで一緒に考える機会を提供することは可能と考える。
- H 委員 職員によってもスキルの差が大きい。個別ケアをしていかなければいけないが、対応やケアのアイデアが浮かぶ職員もいれば、言われたことしかできない職員もいる。その部分で、介護技術の差が生まれてくるのではないかと思う。また、職員の人数も足りていない。本当に忙しく、利用者の介護度もどんどん上がってくる。本当は自立支援をして、どんどんよくなって在宅に帰っていただくのが施設の目的であるが、うまくいっておらず、虐待につながっているのかなと感じる。
- G 委員 昨年、高齢者虐待のチェックリストを配布され、よくできていると思ったが、このチェックリストで通報の件数が増えたとか、何か報告はないか。

事務局 チェックリストにより通報件数が増加したのかは検証できていない。チェックリストは繰り返し使用していく必要があるため、研修会等で普及していきたい。

C 委員 虐待の認定をされ、終結にいたらずに継続中の案件もあると思うが、どのくらい継続しているのか、また、どのように対応しているのか、差し支えない範囲で教えていただきたい。

事務局 後ほど事例報告で紹介するケースも終結までかなり時間がかかったケース。施設に入られたりある程度分離できて終結ということもあるが、虐待者に病気等があり、被虐待者に不適切な関りをして再度浮上してくるというケースもある。かなり長いケースも数件ある。終結方法はすごく悩みながら、包括が関わっている。

(3) 事例報告

共依存のため解決に時間を要した事例について（資料は回収）

会 長 事例では虐待者が養護者にあたるかというところに疑問があったようだが、その部分をもう少し教えていただきたい。

事務局 いろいろな虐待の相談があがってはくるが、「高齢者に対して現に何らかの世話をしている人」というのが「養護者」にあたる。事例では、高齢者による世話は受けているが、高齢者に対して世話をしているかというところが「養護者」にあたるかと悩んだところ。しかし、対応はしないといけないのは明らか。「養護者」なのかどうか確認をとりながら、養護者ではないが対応していかなければいけないという段階で、対応していく必要があるのではないかと考えている。「養護者」のとらえ方が本当に難しいと感じる。

(4) 意見交換

O 委員 民生委員は年1回、65歳以上の1人暮らし高齢者、75歳以上の2人暮らし高齢者の調査をしており、ある程度家族状況も把握している。何かおかしいなということがあれば対応しているが、最近はあまりそういう事例を聞かない。先日、近所の人から虐待ではないかという話を聞いた。子どもが母親に

声を荒げて話をしており、虐待ではないかという話だったが、母親が粗相をし、怒られたという状況だった。普段は仲が良く、お互いに助けあう家庭。周りの人が気をつけていただいている、民生委員に伝えてくれるというのは見守っていただいているということで、よいことだと思う。しかし、付き合いのない人も多く、声を荒げたら虐待だととらえる人もいる。付き合いのある人はいつも仲がよいと言われ、一概に虐待と言えない事例もある。地域の人の見守りはすごく大切だと感じる。

F 委員 虐待ではないが、近所の方で、身を寄せていたお宅でずっとお世話をされていた人が亡くなり、そこにおりづらくなつた方がおられた。その方は身寄りがなく、施設に入るのも保証人がいなかったため、結局、民生委員と2人で保証人になり、特別養護老人ホームにお世話になった。今後、高齢者が増える、1人暮らしの人、身寄りのない人も多く、本当に難しい問題になるなとつくづく感じている。

E 委員 高齢の両親と息子の世帯で、息子がほとんど家から出ていない。親が亡くなった後に困るのは息子なので相談してみたらと伝えてはいるが、母親には人に知られたくないという思いがあり、なかなか相談する決心ができない家庭もある。知人として話を聞くだけであるが、話せる相手がいるというだけでもその母親は少し楽になるかなと思いつつ聞いている。話を聞く中で、どう動いたらいいか考えていきたいと思っている。

D 委員 虐待の加害者への事情聴取はしていないのか。

L 委員 防府警察署生活安全課では高齢者虐待だけでなく、児童虐待、DV・ストーカー、命に係わる事案にすべて対応している。基本的には被害者からの事情聴取だけでなく、加害者からも事情聴取をしている。被害者の命に係わるのではないか、危ないのではないかと判断するためには、被害者だけでなく相手方にも話を聞く必要がある。その原因が認知症によるものなのか、精神的なものなのか、介護のストレスなのか、いろいろな要因があるかもしれない。いろいろ考えた上で判断し、指導したり警告したりする。それでも危険だということであれば分離するしかないのだから、被害者を保護するための措置、加害者に問題があれば施設や病院に入れる対応をしている。

会 長 資料1によると虐待の相談者・通報者について、全国的な傾向を見るとケア

マネジャーが圧倒的に多いと思われるが、防府市では警察からの通報によるものが多く、年々増えている。この点について、事情や普段の活動状況をお話しいただきたい。

L 委員 警察では、命に係わる事案、高齢者虐待やその疑いのある事案を認知すれば、基本的には高齢福祉課に書類で通報している。警察では養護者の解釈を広げたかたちで、実際に高齢者と密接に関わっていなくても、今後も関わる可能性のある事案については通報するようにしている。平成 30 年に市へ通報した人数は 20 人（女性 17 人、男性 3 人）で、年代は 60 代 7 人、70 代 8 人、80 代 4 人、90 代 1 人、続柄は配偶者 13 人、子 5 人、孫 1 人、きょうだい 1 人であった。虐待種別は身体的虐待が多く、19 人、心理的虐待 4 人、経済的虐待 1 人（重複あり）となっている。警察が認知した端緒は、被害者や家族からの 110 番通報または防府警察署への通報 15 人、被害者からの交番または警察署への相談 5 人となっている。今年（本日まで）の件数は、市高齢福祉課への通報 19 人となっている。今年、7 月に 70 代夫により 70 代妻の殺人事件が発生した。高齢者は、被害を受けたときにすぐに逃げられず、命の危険性が高くなると言える。現場で、被害者から「もう大丈夫」と話を聞くことはあるが、客観的に判断し、命の危険があると警察が判断したときは被害者あるいは家族などを説得し、市の協力を得て施設に入れたり、保健所の協力を得て精神科へ受診させたりしている。通報を受けたときの警察の対応は、すぐ現場に行き、当事者から話を聞く。けがをしている場合などは、救急車をすぐ呼び、病院へ搬送する。程度がひどいときは現行犯逮捕もありうる。加害者には指導、警告など、現場の状況に応じてその場で対応している。高齢福祉課への通報はしないケースでも、高齢福祉課や地域包括支援センターに電話連絡し、家庭訪問等の対応してもらっているケースもある。被害者に限らず、加害者にも認知症や精神疾患がある場合もあり、対応について家族や関わる人がいろいろ話をしながら考える必要がある。虐待ではないが認知症の疑いのある高齢者の行方不明事案や保護がすごく多く、高齢者の命を守るためには、周りがいろいろな面でサポートしないといけない。

M 委員 昨年の救急件数は 4,350 件で、そのうち 65 歳以上が 2,772 件で全体の 64% を占めている。事故種別で見ると急病 1,795 件、不注意による一般負傷 531

件となっている。高齢福祉課への報告は昨年度までと同様、身体にアザ等があること、布団が汚物で汚れているや部屋の中がゴミ屋敷になっていること、家族が高齢者に暴言を吐くこと、という3つがそろった場合に報告するという体制をとっている。虐待とは関係ないが、救命士にアンケートをとったところ、ネグレクトには該当しないが、家族が一生懸命介護され、体位変換する中で床ずれができてしまったと家族から報告を受けたという事例はあった。また、介護放棄なのか老老介護で介護できないのか判断が難しい、高齢の夫婦が一生懸命頑張って生活しているのが見えるという回答をしている者もあった。セルフネグレクトを感じたことがあるという回答も若干あり、内容は食事、入浴、着替え、布団の汚れなどがあった。消防としては、出動した救急隊で虐待が認められたら、署長もしくは副署長に報告することを指示しており、その中で協議・判断し、報告していきたい。